



# アジアで夢を育てる

ACT「特別基金設定」のご案内



# ACTとは



SOUTH KOREA

JAPAN  
Tokyo

East China Sea

North Pacific Ocean

TAIWAN

South China Sea

Philippine Sea  
PHILIPPINES

NEPAL

INDIA

BANGLADESH

THAILAND

VIETNAM

CAMBODIA

Andaman Sea

MALAYSIA

SRI LANKA

Indian Ocean

INDONESIA  
Java Sea

ACT(アクト)とは

Asian Community Trust(アジア・コミュニティ・トラスト)の  
頭文字からくる略称です。

国際貢献をする日本の公益信託の名前です。

設立からおよそ30年間、アジア12カ国、156の民間公益団体(NGO)に対し  
これまでに4億5,000万円以上の支援を実施してきました。

貧困層の人々が自立し、豊かな自然と文化を守り、

明日に希望を持つことのできる社会をつくるため

草の根レベルで大きな貢献をしてきた日本の民間非営利機構です。

アジア諸国に、日本人の「こころ」を示す「しくみ」とも言えます。

アジアにおいて社会貢献をお考えのあなたのお志を

実績あるACTへお寄せください。

社会貢献のための  
ご寄付をお考えの方、  
ACTに安心してお任せください。

安心の理由……

## 1. 公益信託であること

今後、民間による社会貢献活動として、  
一層発展していく制度です。

## 2. 専門家の助言とサポートがあること

アジア諸国の情勢に精通した専門家が  
助成事業について助言し、サポートします。

## 3. 信託銀行5行が基金を共同管理すること

公益信託に関する法律等に基づいて  
適正に財産管理されます。

## 4. 活動報告が受けられること

ご寄付による助成事業の  
成果を知ることができます。

## 5. 税法上の優遇措置があること

所得税、法人税、相続税などの  
優遇措置が受けられます。

# 1

## 公益信託であること

### 公益信託とは？

ACTは日本に570近くある公益信託のひとつです。

公益信託とは、社会貢献を志す個人や法人が金銭(寄付金)を信託銀行などの受託者に信託し、受託者(ACTの場合は後記の信託銀行5行の共同受託者)が、寄付者との契約に基づき資金を管理・運用し、寄付者の立場に立って公益活動を行う制度です。

公益信託は、奨学金の支給、学術研究への助成、自然環境保護活動への助成、国際交流・国際協力への助成など、幅広い分野で活用されています。同じように公益活動を行う財団法人に比べ、新しい組織の設立を必要とせず、受託者との信託契約により個人・法人の社会貢献のお志を、簡便に実現できる制度です。

### ACTの特徴は？

#### ①支援したい国や分野で

ACTは、公益信託の中でも「特別基金設定型」公益信託の形をとり、アジアにおける社会貢献をめざすご寄付の場合、「特別基金」(1,000万円以上)を設定でき、設定者のお名前を冠し、ご希望の国や分野での支援活動が可能です。

#### ②簡便な手続き

設定にあたっては、政府関係機関との新しい折衝を必要とせず、受託者である信託銀行との契約手続きにより、通常3～4カ月で実現できます。

#### ③税法上の優遇措置

さらに、ACTは「認定特定公益信託」として政府より認定されており、寄付者の個人・法人は税法上の優遇措置を受けることができます(詳細は7ページ参照)。

アジアの国々で社会貢献をお考えでしたら、ACTは、もっとも簡便な手続きにより迅速に対応でき、また税法上の恩典を受けることのできる方法です。

## 2

### 専門家の助言とサポートがあること

アジアの総人口のうち、1日1ドル未満で生活する貧困人口は6億2,000万人とされています。この数はアジア域内総人口の約2割であり、全世界の貧困人口の3分の2にあたります。しかも、最貧困層と最富裕層の格差はますます拡大しています。アジア諸国の貧困削減と格差是正は、日本の、そして世界の平和と安定にもつながります。ACTにご寄付いただければ、政府間の公的援助にはみられないきめ細かな支援によって効果的な社会貢献ができると、自信をもってお勧めします。



ACT  
運営委員長  
千野忠男

- ACTが支援する事業はアジア諸国のNGO等民間公益団体から募集します。
- 卓越した国際的見識をもつ右の専門家グループが審査にあたり、その中から助成事業を決定します。
- 助成対象となる団体と事業の調査は、専門性の高い事務局スタッフが行います。

運営委員会	<p><b>千野忠男(委員長)</b> 前アジア開発銀行 総裁 アジア開発銀行7代目総裁としてアジアの開発に取り組む。現在は野村総合研究所顧問</p> <p><b>林 雄二郎</b> (社)日本フィランソロピー協会 顧問 元東京工業大学教授、元トヨタ財団専務理事、フィランソロピーに関する専門家</p> <p><b>山本 正</b> (財)日本国際交流センター 理事長 民間レベルの国際交流事業のフロンティアと呼ばれ、ACT創設時以来の運営委員</p> <p><b>廣野良吉</b> 成蹊大学 名誉教授 国連開発計画(UNDP)等の国際機関で活躍した国際開発問題の専門家</p> <p><b>秋尾晃正</b> 日本国際交流センター 代表 国際教育里親プログラムを通じて、教育分野における国際協力を推進する専門家</p>
信託管理人	<p><b>太田達男</b> (財)公益法人協会 理事長 公益信託の推進者であり、現在は公益法人全般の推進役</p>
事務局	<p><b>アジア・コミュニティ・センター21</b> 代表理事 <b>伊藤道雄</b> Tel: 03-3945-2615 Fax: 03-3945-2692 e-mail: act-info@acc21.org URL: <a href="http://www.acc21.org/act">http://www.acc21.org/act</a></p>
主務官庁	外務省

# 3

## 信託銀行5行が基金を共同管理すること

信託金は公益信託に関する法律に基づき、下記の信託銀行5行が責任をもって管理・運営しますので、ご安心してお任せください。お客様にとってご面倒な手続きはほとんど必要ありません。

また、ACT全体の資金の流れは、信託管理人が責任を持って監視しています。

### 受託者

中央三井信託銀行(株)  
(代表受託者)

本店法人営業部  
Tel: 03-5232-8911

三菱UFJ信託銀行(株)

リテール受託業務部  
Tel: 03-3212-1211

住友信託銀行(株)

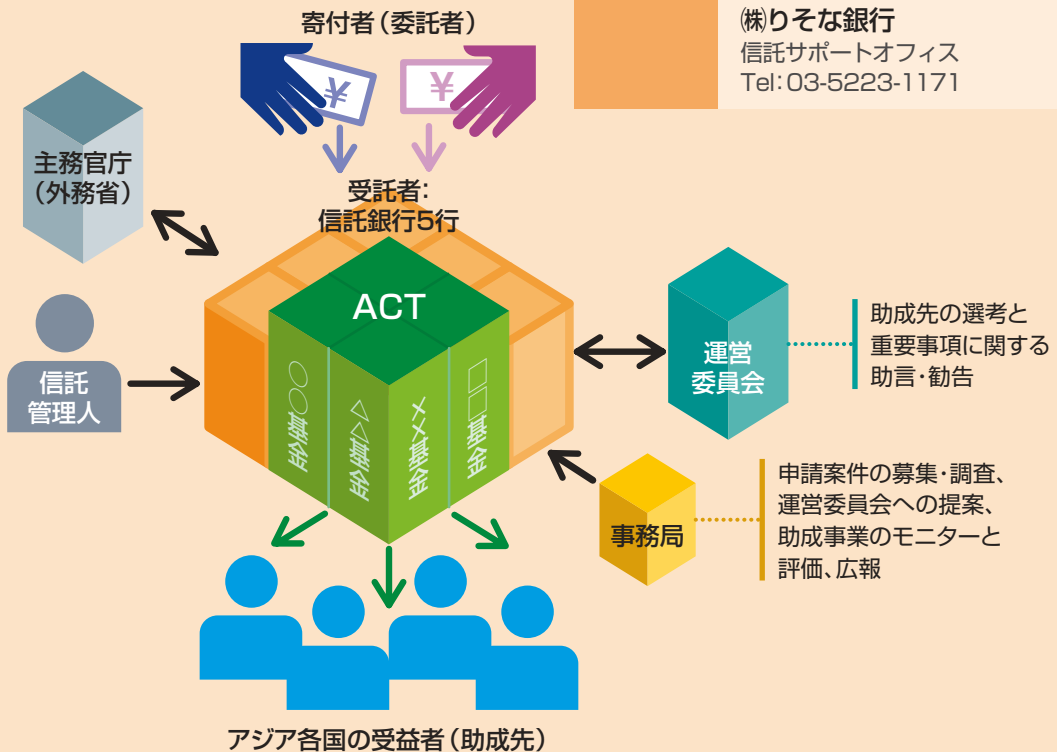
リテール企画推進部  
Tel: 03-3286-8218

みずほ信託銀行(株)

プライベートバンキング企画部  
Tel: 03-3274-9210

(株)りそな銀行

信託サポートオフィス  
Tel: 03-5223-1171



# 4

## 活動報告が受けられること

- どのような人たちが支援の対象になったのか
- どのような事業が支援されたのか
- 事業はどのように進展しているのか
- 事業の結果はどうなったのか、  
そしてその成果は？



村を訪ねると子どもたちに囲まれる。  
それも現地視察の楽しみ

特別基金を設定された方、ご寄付をされた方は、上記の内容を含むACTの活動報告を受けることができます。

ACTはスタッフを現場に派遣し、助成事業をモニターし、評価しています。そしてその結果をまとめて運営委員会の了承を得た後、年次報告書やホームページを通じて特別基金設定者や寄付者の方々にご報告します。

### ニーズにあった支援のために

年に最低1～2回は現場を訪問し、助成事業の実施経過を確認しています。現場では関係者や受益者と成果や課題について率直に話し合います。たとえばカンボジアで助成している貧しい農民の養鶏事業の視察では、参加している農民たちの家を訪ねて3年間の支援で生活がどのように改善されたか、彼ら自身がこの変化をどう受け止めているかなどを直接聞きました。実際に援助の届く人たちに会うことで、彼らの置かれている状況への共感が増し、ニーズの重みを感じています。支援者の方々にはこうした現場の様子、人々の思いもお伝えするよう、努めています。



カンボジア農民リーダーたちとの会合で現状を聞く

アジアに暮らす人々と出会い、対話すること。  
それを何よりも大切にしています。

ACT  
プログラム・オフィサー  
鈴木真里

# 5

## 税法上の優遇措置があること

ACTは認定特定公益信託<sup>※</sup>の認定を受けており、税法上次のような優遇措置を受けることができます。

※認定特定公益信託とは、一定の要件を満たす公益性の高い信託として主務大臣の認定を受けたものをいいます。

### 納税優遇



個人 = 寄付金控除



法人 = 損金算入



= 相続税免除

### 個人の場合

寄付金は特定寄付金として寄付金控除の対象となります。

### 法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、一般寄付金の損金算入限度額と同額まで損金算入が認められます。

### 遺贈の場合

遺言によって自分の財産を特定の人や団体に分け与えることを「遺贈」といい、遺言書により詳細を指定することができます。あなたの遺言書の中で「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト」をご指定いただければ、そのご寄付には相続税がかかりません。

以上の詳細と手続きについては、各信託銀行の担当までお問い合わせください。(17ページ参照)

## ACTはご提案します。

残された家族として  
できる限り故人の供養となる  
社会貢献がしたい…

「ささやかでも  
アジアの平和と発展に貢献したい」

今後の人生を社会貢献に  
捧げたい…

資金をもっと社会に  
役立て、有効に活用する  
道はないだろうか…

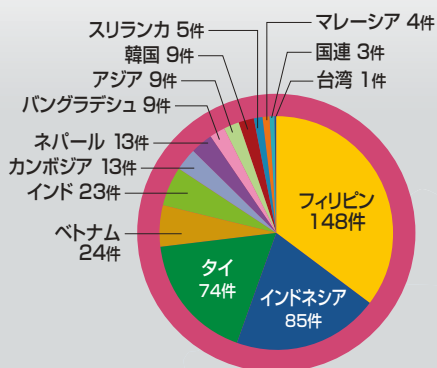
生きているうちに  
自分の社会貢献の  
遺志を伝えておきたい…  
(遺言信託)

- ご寄付には金額に決まりのない「**一般寄付**」と、1,000万円以上のご寄付によって ACTの中に設定される「**特別基金**」があります。
- 「特別基金」(1,000万円以上のご寄付)の場合、寄付者や団体の名前など、**ご希望のお名前を冠**することができます。  
(例:山田太郎記念アジア農業振興基金、鈴木物産アジア文化振興基金、等々)
- さらに、「特別基金」の場合、**アジアの特定の国や特定の分野を助成対象として指定**することも可能です。  
(例:カンボジアの子ども支援、ネパールの自然環境保護、等々)
- 1,000万円以上のご寄付であっても、「特別基金」を設定せず、一般寄付としてさまざまな事業を支援することもできます。
- ACTがこれまで支援してきた諸国と助成実績は右のとおりです。 今後、対象となる国は広がる可能性があります。

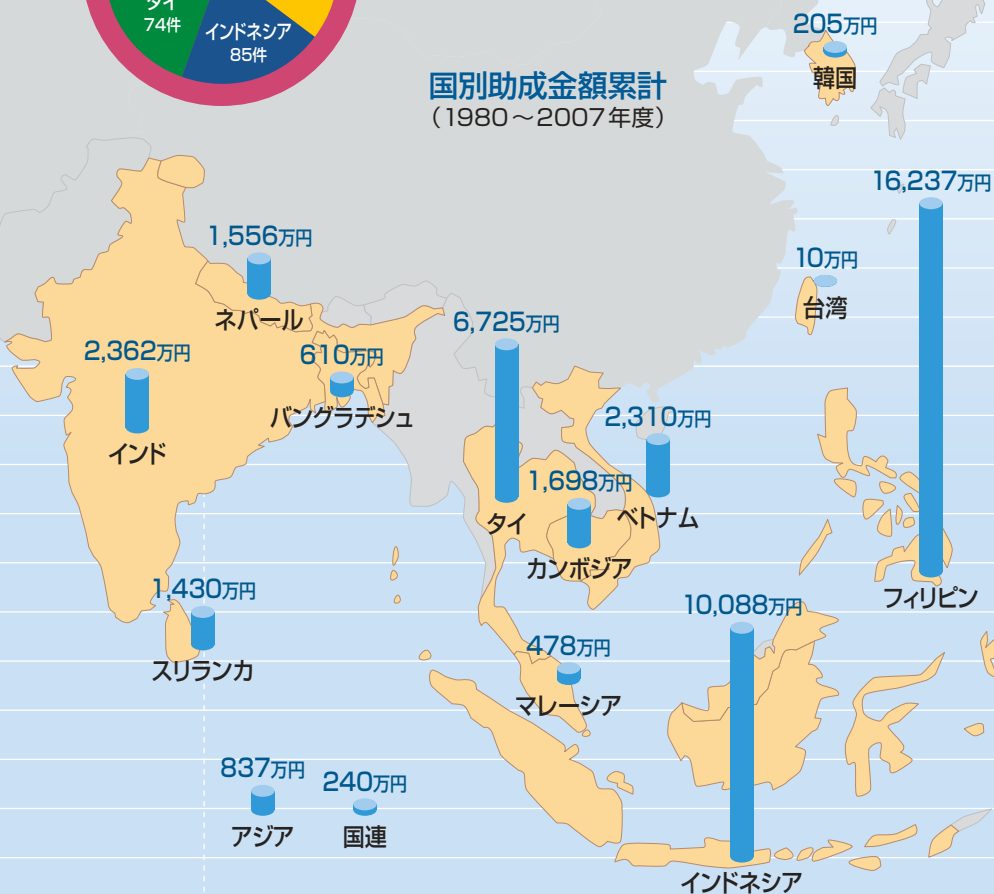
## ACTがアジアに支援してきたこれまでの実績

ACTが設立されたのは1979年、第二次石油危機の年です。経済の動向による影響を受けながらも、これまでに12カ国に対して、420件、およそ4億5,000万円の支援をしてきました。

支援対象国と事業件数  
(1980～2007年度)



国別助成金額累計  
(1980～2007年度)

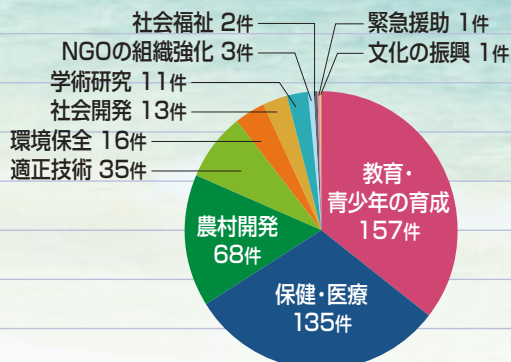


# あなたのご寄付が期待される ACTの事業分野

右のグラフは支援事業を分野別に表したものです。

教育・青少年の育成、保健・医療、農村開発はこれまで重点的に支援してきました。これらに加えて、時代のニーズに応じて文化の振興・学術研究、自然環境の保護・人間環境の保全に力を入れていきたいと考えています。

事業分野  
(1980～2007年度)



(1事業で複数分野の場合あり)



1

## 教育・青少年の育成

子ども、青少年、そして  
成人教育のために

児童労働、児童買春、ストリート・チルドレン、麻薬、エイズなど、貧困層の子どもや青少年を取り巻く問題は深刻です。教育、職業訓練、リーダー育成プログラムなどを通じて、大人も子どもも可能性を伸ばし、より良い未来を拓いていくことができます。

## 医療・保健衛生・社会福祉

基本的な保健・医療サービスの  
充実を

地域に根差した保健・医療の環境整備とプライマリー・ヘルス・ケア(一次医療)の普及をめざし、地域保健リーダーの育成、衛生向上活動、井戸建設、発達障害児の早期発見と療育、ハンセン病患者の治療や社会復帰支援活動への協力を行っています。



2



## 農業の振興・社会開発

アジアの貧困人口の  
8割が暮らす農村地域の開発を

急激な社会変貌の中で搾取されがちな農民の自立の実現をめざし、彼らの生活能力の向上に取り組む開発プロジェクトを支援し、持続可能な農村開発を促進しています。

3

## 文化の振興・学術研究

伝統文化の保存、  
そして学術研究の推進を

世界がグローバル化に向かい、社会が経済優先で進むにつれ、片隅に追いやられつつある伝統的な地域文化を保存したり、地域コミュニティを活性化させるような新しい文化活動への理解と支援が必要です。また、大学や研究団体による学術研究も支援します。



4



## 自然環境の保護・人間環境の保全

破壊されつつある自然を守り、  
貧しい人々の住環境の改善を

経済開発の裏側で起きる自然環境の破壊の防止、森林や海洋資源の保護活動、環境教育、啓発・提言活動、そして都市化が進む中で膨らむスラム街の人々の生活・住環境の改善などを支援します。

5

## 特別基金一覧

(2008年1月1日現在。設定年の最新のものから記載)

これまで ACT 内に設定された特別基金は全部で 20 基金あります。  
そのうち 2 基金は活動を終了しました。

<small>なおこ</small> <b>青野忠子メモリアル教育基金</b> (1,000万円/2007年)	アジア諸国における教育の振興および青少年の健全育成を目的に設定。
<small>みつやま</small> <b>光山恭子すこやか基金</b> (1,000万円/2007年)	アジア諸国における医療・保健衛生および社会福祉の向上を目的に設定。
<small>のりこ</small> <b>藤田徳子記念基金</b> (2,947万3,304円/2005年)	故藤田徳子氏の遺志により、アジア諸国における医療・保健衛生の向上や貧困家の児童・生徒への教育支援を目的に設定。
<b>大和証券グループ 津波復興基金</b> (3,000万円/2005年)	2004年12月に起きたスマトラ沖地震被災地域の社会生活基盤の再建を、長期的、継続的に支援するため大和証券グループにより設定。毎年1,000万円ずつ10年間支援するという新しいシステム。子どもの教育と心のケア、マイクロ・ファイナンス事業の3分野をカバーする。
<small>しんが</small> <b>真我アジア教育基金</b> (1,000万円/2004年)	アジア諸国における教育の振興および青少年の健全な育成に寄与することを目的に、小柳克志 <small>こやなぎ</small> 氏により設定。
<small>おやみよこ</small> <b>撫養己代子記念教育振興基金</b> (1,670万円/2003年)	故撫養己代子氏の遺志を受け、アジア諸国における教育の振興および青少年の健全な育成を目的に設定。
<b>山田伸明・倫子記念基金</b> (3,800万円/2002年)	アジア諸国における医療の向上・教育の振興を目的に山田伸明氏が設定。
<b>三原富士江記念基金</b> (5,000万円/1999年)	故三原富士江氏の遺志を受け、アジア諸国における医療・保健衛生の向上および教育・文化の振興を目的に設定。
<b>湯川記念奨学基金</b> (1億1,193万8,207円/1997年)	アジアとゆかりの深かった故湯川良俊氏の遺志を受け、アジア諸国の教育振興に資することを目的に設定。
<small>すごう</small> <b>安田・諏合・今野・喜種記念 教育基金</b> (1,000万円/1994年)	元看護師である安田千代子氏、今野たけ氏、喜種文江氏の三氏によりアジア諸国の子どもの教育振興を目的に設定。
<b>小池正子記念慈善基金</b> (1,000万円/1985年)	自らも医師であった故小池正子氏が、アジア諸国における医療・保健衛生の向上を目的に設定。

<small>とみあき</small> <b>望月富防・静江記念 生活環境改善助成基金</b> (1,000万円／1989年)	アジアの貧困地域住民の基礎的ニーズ充足事業への助成を通し、アジア諸国との相互理解を深めることを目的に設定。
<b>鷺野恒雄記念基金</b> (1,000万円／1988年)	故鷺野恒雄氏の遺志を受け継いだ貞枝夫人が、アジア諸国における社会開発の振興、保健・医療、社会福祉、教育などの向上を目的に設定。
<small>とよすけ</small> <b>渡辺豊輔記念 熱帯病医療研究基金</b> (2,500万円／1988年)	生涯を熱帯病医学にささげた故渡辺豊輔氏を偲び、故麗子夫人の遺志により、アジア諸国における医療・保健活動の振興を目的に設定。
<b>アジア医療保健協力基金</b> (5,000万円／1986年)	アジア諸国における医療・保健活動の振興を目的に設定。
<b>梅本記念アジア歯科基金</b> (3,000万円／1983年)	ハンセン病患者の歯科診療に生涯をかけた故梅本芳夫博士(大阪歯科大学教授)の遺志を継ぐ救癩基金募集慈善演奏会実行委員会により、アジア諸国のハンセン病患者への各種助成と福祉向上を目的に設定。
<small>はるひさ</small> <b>吉川春壽記念基金</b> (1,000万円／1982年)	故吉川春壽氏(元東京大学医学部長)の遺志により、アジア諸国における医療・保健衛生および教育の向上を目的に設定。
<b>スマトラ地域 日本・インドネシア友好基金</b> (1,300万円／1980年)	インドネシア北スマトラの高校・大学生の教育支援、地元住民に日本文化を紹介する広報活動支援などを目的に、日本企業グループの寄付により設定。

## 助成を終了した2基金

<b>永井信孝国際井戸基金</b> (1,000万円／1988年)	清潔な飲料水供給のための井戸建設によるアジア諸国の人々の健康と福祉の向上を目的に、永井信孝氏が設定。 (活動終了: 2003年度)
<b>ソニーアジア基金</b> (1,000万円／1999年)	ソニー株式会社が、アジア諸国における教育・文化の振興および青少年の健全な育成を目的に設定。 (活動終了: 2002年度)

## 企業のCSRご担当の皆様へ

近年、企業が持続的発展を遂げていくために、ステークホルダー（顧客、株主、調達先、社員、地域社会など）に対する、責任ある関係の構築が強く求められるようになってきました。アジアを含む諸外国に資材の調達先やマーケットを持つ企業におかれましては、これらの国々において信頼される企業として存続するために、その社会に還元できる活動の必要性を痛感されていることと思います。

ACTは、アジア各国での社会開発、環境保全等において30年におよぶ支援活動の経験を持ち、この活動を通して現地社会の数多くのNGOとの協力関係を築いています。

貴社が、アジアの国において「社会貢献」を計画されるとき、ACTは専門性を持ってお手伝いができます。投資先の国でどのような

### [事例]

### 大和証券グループによる特別基金

名称：「大和証券グループ津波復興基金」

設定年：2005年

信託目的：スマトラ沖地震・インド洋津波被災者支援

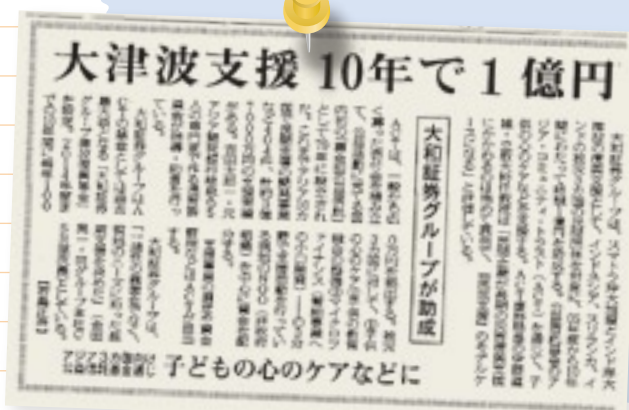
対象国：インド、インドネシア、スリランカ

対象分野：「子どもの心のケア」「子どもに対する教育機会の提供」  
「マイクロファイナンスの活用」

事業期間：10年間

基金総額：1億円(毎年1,000万円拠出。  
事務局調査費含む)

ACTの役割：資金の管理、助成先の発掘と選考、支援事業のモニターと大和証券グループへの結果報告(その他、大和証券グループ本社CSR室担当者の現場訪問補助)



「社会貢献」が効果的かについてご相談に応じ、そして ACT内に貴社名を冠した特別基金を設定されることにより、支援事業の選考と決定、モニター、報告書のとりまとめ等の事務局活動を行います。

なお、ACTへの特別基金の設定は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められます。

事例の大和証券グループの特別基金による支援活動は、ACTの年次報告とホームページに毎年掲載され、全国に広報されます。

貴社におかれましても、アジアでの顧客や地域社会への社会貢献を実現するため、ACTに一度ご相談ください。

#### 【2007年度の支援先と事業例】

インド：「被災した身体障がい者の若者、孤児の職業訓練と経済的自立支援事業：3年次」(300万円)

インドネシア：「津波被害者の子どもを対象にした教育支援と精神ケア：3年次」(240万円)

スリランカ：「津波の女性被害者の自立と開発プログラム：3年次」(350万円)

ろうそく作りの訓練を受けて、自分たちで土産物屋を開くことができた(インド)



「あなたのビジネスを改善しよう」というトレーニングでグループワークに取り組む女性たち(スリランカ)





## ご寄付の方法

大口のご寄付には、以下の2つの種類があります。

### (1) 特別基金としてのご寄付

- ➔1,000万円以上のご寄付の場合、ACT内に「特別基金」を設定することができます。
- ➔アジアの支援対象国と支援分野を指定することもできます。(ACTにお任せいただく方法もあります)
- ➔1,000万円以上の大口寄付でも、一般寄付の扱いにすることもできます。

### (2) 一般寄付

- ➔金額に制限はありません。
- ➔ACT運営委員会の選考した事業に適宜充当されます。

### 寄付金のご送付先

以下の信託銀行5行の担当までお問い合わせください。



photo by Mioi Nakayama

**中央三井信託銀行(株)** (代表受託者) 本店法人営業部

Tel: 03-5232-8911

**三菱UFJ信託銀行(株)** リテール受託業務部

Tel: 03-3212-1211

**住友信託銀行(株)** リテール企画推進部

Tel: 03-3286-8218

**みずほ信託銀行(株)** プライベートバンキング企画部

Tel: 03-3274-9210

**(株)りそな銀行** 信託サポートオフィス

Tel: 03-5223-1171



<http://www.acc21.org/act>

発行日: 2008年4月1日

編集・発行: 公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) 事務局  
〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館 1F  
アジア・コミュニティ・センター21 (ACC21) 内

Tel: 03-3945-2615 Fax: 03-3945-2692

E-mail: [act-info@acc21.org](mailto:act-info@acc21.org) URL: [www.acc21.org/act](http://www.acc21.org/act)

編集協力: 佐田桂子・清水恭子 編集デザイン: 有限会社フロントヒル